

総合政策局

【款：総務費 項：総務管理費 目：一般管理費】

- (1) **姉妹・友好都市交流関係事業費** 4,261
(4,198)
 アウクスブルク市へ尼崎市青年使節団を派遣するほか、アウクスブルク市から市民団を受け入れ、両市の友好交流を深める。
 (青年使節団派遣：10人 8日間)
 卓球をテーマに友好都市鞍山市の青少年使節団を受け入れるほか、鞍山市から代表団を受け入れる。また、本市と鞍山市で青少年の芸術作品を相互に展示する事業を行い、友好交流を深める。
 (青少年使節団受入：11人 5日間)
- (2) **国際交流事業補助金** 791
(591)
 市民レベルの国際親善や相互理解の促進を目的とした国際交流事業に対して補助金を交付し、市民主体の国際交流を促す。
- (3) **インターネット活用事業費** 7,453
(16,574)
 本市ホームページを通じて、積極的な情報の提供と説明を行うことにより、市民や事業者等と行政の情報共有化を図る。
 主要 No. 85 令和5年度は、市公式ホームページへ有料翻訳ソフトを導入することで、市政情報を多言語で発信できる安定した環境を構築する。
- (4) **全国市長会等負担金** 4,564
(4,564)
 全国市長会等関係諸会議の開催及び出席を通じて必要な情報の提供、収集を行うとともに、関係各市との意見交換等を行う。
- (5) **多文化共生社会推進事業費** 2,531
(6,208)
 お互いの生活や文化を理解・尊重し、外国籍住民が安心して生活や行動ができるよう、ともに生きる多文化共生社会の推進に向けた取組を進める。
 主要 No. 17 令和5年度は、外国人総合相談窓口における多言語相談員(ネパール語)を追加し、相談窓口の機能向上を図る。
 主要 No. 18 また、多文化共生社会の実現に向け、現行の「尼崎市国際化基本方針」を見直し、令和5・6年度で「(仮称)尼崎市多文化共生社会推進指針」の策定に取り組む。

【款：総務費 項：総務管理費 目：広報費】

- (6) **市報あまがさき発行事業費** 82,264
(69,078)
 市政に対する関心と理解を深めてもらうとともに身近な情報を分かりやすく提供するため、「市報あまがさき」を月1回発行する。
 主要 No. 83 令和5年度は、市報あまがさき冊子版のカラーページの増量と特集記事のデザイン等を事業者に委託する。また、時機を捉えた広報の実施や情報発信強化のため、市報あまがさき電子版の発行を実施する。

《市報あまがさきの平均配布部数の推移》 (単位：部)

| 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4決見 | 5当初 |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 235,515 | 236,197 | 237,162 | 238,391 | 242,222 |

- (7) **点字あまがさき発行事業費** 1,742
 視覚障害者向けに「市報あまがさき」の内容を要約点訳し、市政に対する関心と理解を深めてもらうとともに身近な情報を分かりやすく提供する。月1回発行。 (1,742)

《平均発行部数の推移》 (単位：部)

| 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4決見 | 5当初 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 15 | 16 | 17 | 18 | 20 |

- (8) **声の広報発行事業費** 1,940
 視覚障害者向けに「市報あまがさき」の内容を音訳し、市政に対する関心と理解を深めてもらうとともに身近な情報を分かりやすく提供する。月1回発行。 (1,940)

《平均発行部数の推移》 (単位：部)

| 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4決見 | 5当初 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 69 | 66 | 63 | 65 | 70 |

- (9) **情報発信推進事業費** 3,421
 広報・PR活動分野で高い専門知識や実践経験を有する民間事業者から、広報物作成に係るアドバイス等の支援を受け、全庁的な情報発信力の強化を図る。 (4,169)

【款：総務費 項：総務管理費 目：企画費】

- (10) **都市政策推進事業費** 5,249
 総合計画に掲げる本市の将来像である「ありたいまち」の実現に向け、ファミリー世帯の定住・転入促進をはじめとした、本市の各種課題解決に向けた施策の立案につなげるため、アンケート等の手法により調査・分析を行う。 (5,935)

- (11) **都市イメージ向上推進事業費** 7,066
 市民や事業者等に対し、本市の魅力を効果的に伝え、都市イメージの向上を図り、まちの価値を高めていく。 (18,156)
- 主要 No. 84 令和5年度は、まちの魅力や市の施策を、動画を活用して戦略的に発信することで、本市のイメージ向上によるシビックプライドの醸成につなげる。また、動画制作機器を準備し各課に活用を呼び掛けることで、動画による積極的な情報発信及びその制作を円滑に進める一助とする。

- (12) **総合計画等推進事業費** 1,869
 尼崎市総合計画審議会を適切に運営するとともに、市民、事業者、行政のよりどころとなる総合計画の推進を図る。 (11,705)

【款：総務費 項：総務管理費 目：市民活動推進費】

- (13) **コミュニティ助成事業費** 2,500
 地域の活性化と住民のコミュニティ意識の醸成を図ることを目的とする宝くじの社会貢献広報事業による助成金を活用し、自治会等が行うコミュニティ活動に必要な設備等の整備に対して補助を行う。 (2,500)

- (14) **車座集会事業費** 37
 市民の市政への関心を高めるとともに、まちづくりに関する情報の共有化を図るため、市民と市長が直接意見交換を行う車座集会を実施する。 (36)

《車座集会実績（令和5年1月現在）》 (単位：回)

| | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|---------|------|-----|-----|-----|-----|
| フリートーク型 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| テーマ型 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |
| ターゲット型 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 |
| 合計 | 1 | 4 | 0 | 1 | 1 |

- (15) **市民提案制度関係事業費** 1,072
 民間団体からの提案に基づき、市の事業の提案者への委託や、新たな取組のモデル実施への補助等を行い、地域課題等の解決や市の事業の効果的・効率的な実施を図る。この取組を通して、民間団体の市政参画の推進及び政策提案機会の拡大等を図るとともに、行政との相互理解を深め、適切で良好なパートナーシップを築き、協働の取組を推進する。 (706)

《提案団体数の累計（カッコ内は単年度実績値）》 (単位：件)

| | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|------------------------------|-----------|-----------|------------|------------|-----------|
| 旧 提案型事業委託制度 (25年度～元年度) | 24 (2) | 26 (2) | - | - | - |
| 旧 提案型協働事業制度 (21年度～元年度) | 23 (1) | 24 (1) | - | - | - |
| 市民提案制度(2年度～) ※元年度までは旧制度合計 | 47 (3) | 50 (3) | 62 (12) | 72 (10) | 80 (8) |

- (16) **みんなの尼崎大学事業費** 7,377
 地域づくりに取り組む“人づくり”に向けて、市民の主体的な学習や活動を支援することにより、学びを通じて地域や社会に興味を抱く、また、学びの成果を地域や活動に活かすことのできる環境づくりに取り組む。 (5,921)

(17) **地域団体活動促進事業費** 11,701
(11,681)

- ① 市民運動推進委員会
明るく住み良くゆたかな地域社会を形成するため、市民の創意と参加による市民運動を総合的に推進する。
- ② 10万人わがまちクリーン運動事業
市民自らの手でまちの美化を推進するとともに、市民のわがまち意識の醸成を図り協働のまちづくりを推進するため、市民・事業者・市が一体となったクリーン運動を実施する。
- ③ 市民運動各地区推進協議会事業補助金
市民運動各地区推進協議会が実施する、各地域の特性に応じた今日的な課題に積極的に取り組む事業を支援する。
- ④ 地域コミュニティ活動支援事業補助金
地域住民が自ら地域の課題解決に取り組むなど主体的な地域コミュニティの形成を促進していくため、地域で活動を行う団体が1地区内で実施する事業の初期活動に対して支援を行う。

主要 No.4 ③④については、地域振興体制の再構築から3年が経過したことから、地域振興を進める上で必要な各種支援制度等の実績について振り返りを行い、より効果的な支援、活用しやすい予算となるよう改善を行う。

《採択事業数の推移》 (単位：件)

| | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|----------------|------|-----|-----|-----|-----|
| 地域コミュニティ活動支援事業 | 33 | 38 | 31 | 31 | 30 |

(18) **市民活動情報発信事業費** 588
(575)

市民活動ポータルサイト「市民活動の広場あまがさき」において、市民活動団体の情報や、学び・イベントなど様々な事業の情報を収集・発信する。

(19) **あまがさきチャレンジまちづくり事業費** 2,777
(2,778)

地域住民が自ら地域の課題解決に取り組むなど主体的な地域コミュニティの形成を促進していくため、地域で活動を行う団体が複数の地区にまたがって実施する事業の初期活動に対して支援を行う。

また、次世代の社会の担い手となる人づくりとして、青少年のシチズンシップの育成を目指し、高校生グループが実施する事業に対しても支援を行う。

《採択事業数の推移》 (単位：件)

| | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 |
|-----------------------|------|-----|-----|-----|-----|
| あまらぶチャレンジ事業 | 3 | 7 | 4 | 4 | 5 |
| あまらぶチャレンジ事業 (ジュニアコース) | 5 | 7 | 10 | 14 | 8 |

(20) **地域とともにある職員研修事業費** 2,074
(2,262)

自治のまちづくりに向けて、「地域の主体的な学びと活動を支える」地域とともにある職員としての能力向上を図る研修 (いわゆる職域研修) を実施する。

- (21) **あまがさき市民まつり事業補助金** 2,500
 (2,500)
 市制誕生を祝うイベントとして、市内最大規模で多種多様な活動団体により開催しているあまがさき市民まつりの安定的な実施を支援するため、市民まつり協議会に補助を行う。

- (22) **園田東会館指定管理者管理運営事業費** 11,471
 (11,255)
 指定管理者による園田東会館の管理運営経費
 ① 竣工年 昭和58年(戸ノ内町3丁目27-1)
 ② 構造等 鉄筋コンクリート造2階建て
 延べ床面積 522.66㎡
 敷地面積 1,202.40㎡
 ③ 管理 指定管理(令和2~6年度・株式会社ハウズビルシステム)



- (23) **集会施設等関係事業費** 5,063
 (4,755)
 市所有の集会施設の整備や、地域住民が借り上げた集会施設の借地料、施設借上料の補助を行う。
 また、市内に575箇所あるコミュニティ連絡板の維持管理を行う。(令和3年度修繕等実績 10基)



《コミュニティ連絡板地区別設置数(令和5年1月現在)》(単位:基)

| 中央 | 小田 | 大庄 | 立花 | 武庫 | 園田 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|----|----|-----|
| 100 | 101 | 108 | 107 | 75 | 84 | 575 |

- (24) **尼崎市社会福祉協議会補助金** 138,420
 (257,251)
 地域コミュニティ活動及び地域福祉活動の推進を図るため、本部・支部社協、連協・単協の運営費等を補助する。

- (25) **社協会館解体関係事業費** 7,332
 (6,349)
 社協会館の機能を旧尼崎口腔衛生センターへ移転した後、現社協会館の解体までの間必要な維持管理等を行う。

- (26) **地域資源情報公開システム事業費** 4,686
 (4,950)
 地域の交流や集いの場、相談窓口、コミュニティ拠点施設等の地域資源情報を、分野やエリアごとに検索できる地域情報共有サイト「あましえあ」を運用することにより、市民サービスの向上を図るとともに、市・市社協・地域活動の担い手など各主体間における情報共有を推進する。

- (27) **特定非営利活動促進事業費** 4,192
 (3,761)
 NPO法人が行う特定非営利活動事業に共感し、応援するために市民や企業等から寄せられた寄付金の範囲内の額を、市がNPO法人に交付することにより、特定非営利活動を促進し、地域の課題解決や魅力向上の推進を図る。

- (28) **特定非営利活動促進基金積立金** 4,177
 特定非営利活動促進基金条例に基づき、特定非営利活動の促進を図るため、
 市民や企業等からの寄付金等を同基金に積み立てる。 (3,751)

《基金残高の推移》 (単位：千円)

| 2 末残高 | 3 末残高 | 4 末残高 | 5 積立 | 5 取崩 | 5 末残高 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1,012 | 607 | 102 | 4,177 | 4,176 | 103 |

- (29) **学びと活動推進事業費** 13,411
 各地区において、学びや交流の場づくりに取り組むにあたり、生涯学習プラ
 ザ等で生涯学習事業を展開するとともに、学びと活動の循環を促進してい
 く。こうした取組により、生涯にわたる様々な学びの機会を提供するととも
 に、地域におけるお互いの顔の見える関係づくり、ひいては地域発意の課題
 解決や魅力向上の取組が広がる環境づくりを進める。 (13,504)

- (30) **中央生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費** 67,668
 指定管理者による中央北生涯学習プラザ及び中央南生涯学習プラザの管理運
 営経費 (60,905)

【中央北生涯学習プラザ】

- ① 竣工年 平成 31 年 (東難波町 2 丁目 14-1)
- ② 構造等 鉄筋コンクリート造 4 階建て
 延べ床面積 3,739.63 m²
 敷地面積 4,004.81 m²
- ③ 管 理 指定管理 (令和元～5 年度・
 尼崎市生涯学習プラザ運営事業体)



【中央南生涯学習プラザ】

- ① 竣工年 昭和 58 年 (西御園町 93-2)
- ② 構造等 鉄筋コンクリート及び鉄骨造・地下 1 階地上 4 階建て
 サンシビック尼崎における
 中央南生涯学習プラザ占有面積 1,776.70 m²
 敷地面積 6,279.01 m² (屋内プール及び中央体育館含む)
- ③ 管 理 指定管理 (令和 4～8 年度・
 公益財団法人尼崎市スポーツ振興事業団)



- (31) **小田生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費** 49,237
指定管理者による小田北生涯学習プラザ及び小田南生涯学習プラザの管理運営経費 (49,100)

【小田北生涯学習プラザ】

- ① 竣工年 平成 10 年（潮江 1 丁目 11-1-101）
② 構造等 鉄筋高層 24 階建ての 1・2 階部分の一部
延べ床面積 1,933.05 m²
③ 管 理 指定管理（令和元～5 年度・
尼崎市生涯学習プラザ運営事業体）



【小田南生涯学習プラザ】

- ① 竣工年 令和 2 年（長洲中通 1 丁目 6-10）
② 構造等 鉄筋コンクリート造 4 階建て
延べ床面積 2,405.33 m²
敷地面積 2,429.86 m²
③ 管 理 指定管理（令和元～5 年度・
尼崎市生涯学習プラザ運営事業体）



- (32) **大庄生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費** 48,351
指定管理者による大庄北生涯学習プラザ及び大庄南生涯学習プラザの管理運営経費 (47,800)

【大庄北生涯学習プラザ】

- ① 竣工年 平成 31 年（大島 3 丁目 9-25）
② 構造等 鉄筋コンクリート造 4 階建て
延べ床面積 2,419.38 m²
敷地面積 2,400.03 m²
③ 管 理 指定管理（令和元～5 年度・
尼崎市生涯学習プラザ運営事業体）



【大庄南生涯学習プラザ】

- ① 竣工年 昭和 12 年（大庄西町 3 丁目 6-14）
② 構造等 鉄筋コンクリート造 3 階建て
延べ床面積 1,560.50 m²
敷地面積 1,118.64 m²
③ 管 理 指定管理（令和元～5 年度・
尼崎市生涯学習プラザ運営事業体）



- (33) **立花生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費** 48,574
指定管理者による立花北生涯学習プラザ及び立花南生涯学習プラザの管理運営経費 (47,661)

【立花北生涯学習プラザ】

- ① 竣工年 昭和47年（塚口町3丁目39-7）
② 構造等 鉄筋コンクリート造3階建て（地下1階）
延べ床面積 1,369.54 m²
敷地面積 714.82 m²
③ 管理 指定管理（令和元～5年度・株式会社ハウスビルシステム）



【立花南生涯学習プラザ】

- ① 竣工年 令和4年（栗山町2丁目25-28）
② 構造等 鉄筋コンクリート造3階建て
延べ床面積 2,477.57 m²
敷地面積 2,404.15 m²
③ 管理 指定管理（令和元～5年度・株式会社ハウスビルシステム）



- (34) **武庫生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費** 46,475
指定管理者による武庫東生涯学習プラザ及び武庫西生涯学習プラザの管理運営経費 (46,217)

【武庫東生涯学習プラザ】

- ① 竣工年 平成5年（武庫之荘8丁目1-1）
② 構造等 鉄筋コンクリート造3階建て
延べ床面積 2,154.36 m²
敷地面積 1,763.58 m²
③ 管理 指定管理（令和元～5年度・三菱電機ライフサービス株式会社）



【武庫西生涯学習プラザ】

- ① 竣工年 平成29年（武庫の里1丁目13-29）
② 構造等 鉄骨造4階建て
延べ床面積 2,482.42 m²
敷地面積 2,113.23 m²
③ 管理 指定管理（令和元～5年度・三菱電機ライフサービス株式会社）



| | | |
|------|---|---|
| (35) | 園田生涯学習プラザ指定管理者管理運営事業費 指定管理者による園田東生涯学習プラザ及び園田西生涯学習プラザの管理運営経費 | 45,138 (45,007) |
| | <p>【園田東生涯学習プラザ】</p> <p>① 竣工年 令和3年（食満5丁目8-46）</p> <p>② 構造等 鉄筋コンクリート造4階建て 延べ床面積2,298.74㎡ 敷地面積2,297.77㎡</p> <p>③ 管理 指定管理（令和3～5年度・ 尼崎市文化振興財団・シルバー人材センター 共同事業体あまがさきコミュニティパートナーズ）</p> |  |
| | <p>【園田西生涯学習プラザ】</p> <p>① 竣工年 平成元年（食満2丁目1-1）</p> <p>② 構造等 鉄筋コンクリート造3階建て 延べ床面積2,965.83㎡のうち1,537.54㎡ 敷地面積3,565.07㎡（園田体育館含む）</p> <p>③ 管理 指定管理（令和3～5年度・ 尼崎市文化振興財団・シルバー人材センター 共同事業体あまがさきコミュニティパートナーズ）</p> |  |
| (36) | 中央生涯学習プラザ管理運営事業費 中央北生涯学習プラザ及び中央南生涯学習プラザの管理運営経費 | 4,439 (1,211) |
| (37) | 小田生涯学習プラザ管理運営事業費 小田北生涯学習プラザ及び小田南生涯学習プラザの管理運営経費 | 8,582 (4,975) |
| (38) | 大庄生涯学習プラザ管理運営事業費 大庄北生涯学習プラザ及び大庄南生涯学習プラザの管理運営経費 | 5,321 (1,565) |
| (39) | 立花生涯学習プラザ管理運営事業費 立花北生涯学習プラザ及び立花南生涯学習プラザの管理運営経費 | 4,642 (4,416) |
| (40) | 武庫生涯学習プラザ管理運営事業費 武庫東生涯学習プラザ及び武庫西生涯学習プラザの管理運営経費 | 10,328 (7,171) |
| (41) | 園田生涯学習プラザ管理運営事業費 園田東生涯学習プラザ及び園田西生涯学習プラザの管理運営経費 | 4,489 (1,826) |
| (42) | 旧支所等管理運営事業費 旧園田庁舎、旧小田地区会館、旧立花地区会館及び旧公民館分館等の維持管理運営経費 | 4,462 (10,762) |

(43) **生涯学習プラザ等整備事業費** 172,174
 (502,999)
 旧小田・大庄・立花・武庫・園田支所及び旧小田・大庄・立花・武庫・園田地区会館の建替え（生涯学習プラザの整備）等に伴う解体事業や、施設の整備を行う。

主要 No.2 また、尼崎市公共施設マネジメント基本方針（方針 2：予防保全）に基づき、予防保全による施設の長寿命化に向け、園田東会館の改修を行う。

(44) **大庄西中学校跡地活用等整備事業費** 7,000
 (0)
 主要 No.3 令和 4 年度に策定した「大庄西中学校跡地等の活用方針」に基づき、協働型公園及びコミュニティスペースの実現に向け、令和 5 年度は、地域の魅力を高めるとともに地域コミュニティの活性化を図るため、公園等で社会実験を実施する。

【款：総務費 項：総務管理費 目：文化振興費】

(45) **文化ビジョン事業費** 814
 (1,795)
 尼崎市文化ビジョンの「本市の取組の柱」に基づく事業展開の整合性を図り、事業の進捗確認など、市民や文化・芸術に造詣の深い専門家等の第三者の意見を踏まえ、評価を行う。

(46) **尼崎市文化振興財団補助金** 280,407
 (265,961)
 本市文化振興の中核である尼崎市文化振興財団に補助金を交付し、文化の向上発展を図る。
 主要 No.6 令和 5 年度は、「近松のまち・あまがさき」を掲げて取り組んできた事業の一つ「大近松祭」の節目である 300 年祭を市民とともに開催することで、市民の誇りにつなげる。

主要 No.7 また、文化事業の紹介などを基軸として、地域資源やまちの魅力を含む尼崎の情報を伝える動画を制作・配信する。



| 項 目 | 予 算 | 内 容 |
|--------------------|---------|---|
| 財団職員人件費等補助金 | 167,701 | |
| ホール管理費補助金 | 75,464 | |
| 文化振興事業費補助金 | 17,223 | 尼崎薪能、尼崎市展、大近松祭等の事業を実施するための補助。 |
| 郷土画家「白髪一雄」発信事業費補助金 | 1,432 | 白髪一雄記念室の運営及びアウトリーチ（訪問型ワークショップ）事業を実施するための補助。 |
| 動画配信等関係事業費補助金 | 8,790 | 動画制作・配信事業を実施するための補助。 |
| 表彰関係事業費補助金 | 4,187 | 表彰事業を実施するための補助。 |
| 施設整備事業費補助金 | 5,610 | 施設の老朽化に対応するための補助。 |

(47) **白髪一雄生誕100年記念事業費** 7,906
 主要 No.8 本市ゆかりの世界的に著名な抽象画家・白髪一雄氏が令和6年に生誕100年を迎えるにあたり、令和5年度は記念プレ事業を実施し、令和6年度の記念事業につながるよう機運を高めていく。 (3,000)

(48) **文化団体育成補助金** 67
 市内で活動している文化団体17団体間の連携と協調を図り、文化の向上に寄与することを目的とする尼崎市文化団体協議会に対し補助金を支出する。 (67)

(49) **文化芸術推進事業費** 26,432
 尼崎市文化ビジョンに基づき、夢へのチャレンジを応援する事業を行うとともに、市民が文化・芸術に触れる機会を提供する。 (29,229)
 主要 No.9 令和5年度は、市民が気軽に参加できる音楽イベントの実施を通じて、学び・楽しみ・交流する市民を支えるとともに、コロナ禍で発表機会が減少した音楽活動の活性化を図る。

(50) **総合文化センター耐震化事業費** 132,000
 尼崎市総合文化センターのホール棟及び文化棟について、耐震改修工事及び施設の長寿命化に向けた設備更新等を実施する。 (0)
 債務負担行為(5年度提出分)金額35,000

(51) **文化振興基金積立金** 4,510
 尼崎市文化振興基金条例に基づき、文化振興に資する事業の推進を図るため、市民からの寄付金等を文化振興基金に積み立てる。 (5,780)

《基金残高の推移》 (単位：千円)

| 元末残高 | 2末残高 | 3末残高 | 4末残高 | 5積立 | 5取崩 | 5末残高 |
|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|
| 10,388 | 12,762 | 24,126 | 31,298 | 4,510 | 10,193 | 25,615 |

【款：総務費 項：総務管理費 目：諸費】

(52) **朝鮮人学校就学補助金** 6,120
 尼崎朝鮮初中級学校に在学する児童・生徒の保護者(市内在住)に対し就学補助金を支給する。 (7,140)

対象者数 72人

支給額 85,000円(年額)

《児童・生徒数の推移》 (単位：人)

| | 元決算 | 2決算 | 3決算 | 4当初 | 4決見 | 5当初 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 初級 | 61 | 50 | 47 | 52 | 51 | 49 |
| 中級 | 27 | 32 | 34 | 32 | 30 | 23 |

【款：総務費 項：総務管理費 目：女性センター費】

(53) 男女共同参画社会づくり関係事業費 430
男女共同参画社会づくりを効果的に推進するため、啓発等事業を実施する。 (841)

(54) 女性・勤労婦人センター指定管理者管理運営事業費 60,389
指定管理者による女性・勤労婦人センターの管理運営経費 (58,529)

① 竣工年 勤労婦人センター：昭和49年（南武庫之荘3丁目36-1）

女性・勤労婦人センター：平成5年

② 構造等 鉄筋コンクリート造3階建て

延べ床面積 2,281.60 m²

敷地面積 1,322.38 m²

③ 管 理 指定管理（令和2～6年度・特定非営利活動法人
男女共同参画ネット尼崎）



主要 No. 16 令和5年度は、コロナ禍などにより孤独・孤立で不安を抱える女性が、社会との絆やつながりを回復できるよう、男女共同参画推進の啓発拠点である女性センタートレピエにおいて、支援者ネットワークのための研修及び交流会や、女性の居場所事業などを実施する。

【款：民生費 項：社会福祉費 目：地域総合センター費】

- (1) 地域総合センター上ノ島指定管理者管理運営事業費 42,911
指定管理者による地域総合センター上ノ島の管理運営経費 (42,671)
- ① 竣工年 令和4年(南塚口町8丁目7-25)
- ② 構造等 鉄筋コンクリート造2階建て
延べ床面積 879.14 m²
敷地面積 1,624.29 m²
- ③ 管理 指定管理(令和2~6年度・社会福祉法人いきいきのびのび)
- 
- (2) 地域総合センター神崎指定管理者管理運営事業費 38,360
指定管理者による地域総合センター神崎の管理運営経費 (38,389)
- ① 竣工年 昭和58年(神崎町14-22)
平成27年(神崎町14-22)
- ② 構造等 昭和58年：鉄筋コンクリート造2階建て
平成27年：鉄骨造1階建て
延べ床面積 841.70 m² (昭和58年：602.08 m²、
平成27年：239.62 m²)
敷地面積 1,307.73 m² (昭和58年：971.21 m²、
平成27年：336.52 m²)
- ③ 管理 指定管理(令和2~6年度・特定非営利活動法人スマイルひろば)
- 
- (3) 地域総合センター水堂指定管理者管理運営事業費 45,467
指定管理者による地域総合センター水堂の管理運営経費 (45,592)
- ① 竣工年 本館：昭和49年(水堂町2丁目35-1)
分館：昭和56年(水堂町2丁目34-21)
- ② 構造等 本館：鉄筋コンクリート造2階建て
分館：鉄筋コンクリート造2階建て
延べ床面積 本館：763.43 m² (水堂保育所除く)
分館：583.88 m²
敷地面積 本館：1,539.27 m² (")
分館：1,366.85 m²
- ③ 管理 指定管理(令和2~6年度・一般社団法人水堂総合センター運営委員会)
- 
- (4) 地域総合センター今北指定管理者管理運営事業費 46,314
指定管理者による地域総合センター今北の管理運営経費 (46,578)
- ① 竣工年 昭和46年(西立花町3丁目14-1)
- ② 構造等 鉄筋コンクリート造2階建て
延べ床面積 2,166.83 m² (今北保育所除く)
敷地面積 2,454.30 m² (")
- ③ 管理 指定管理(令和2~6年度・特定非営利活動法人人権センター東今北)
- 

- (5) **地域総合センター南武庫之荘指定管理者管理運営事業費** 45,218
 指定管理者による地域総合センター南武庫之荘の管理運営経費 (45,319)
- ① 竣工年 昭和 57 年（南武庫之荘 11 丁目 6-15）
- ② 構造等 鉄筋コンクリート造 2 階建て
 延べ床面積 1,952.42 m²
 敷地面積 2,208.84 m²
- ③ 管理 指定管理（令和 2～6 年度・公益社団法人尼崎
 人権啓発協会）



- (6) **地域総合センター塚口指定管理者管理運営事業費** 43,274
 指定管理者による地域総合センター塚口の管理運営経費 (43,438)
- ① 竣工年 昭和 49 年（塚口本町 2 丁目 28-11）
 昭和 55 年（塚口本町 2 丁目 28-10）
- ② 構造等 昭和 49 年：鉄筋コンクリート造 3 階建て
 昭和 55 年：鉄筋コンクリート造 2 階建て
 延べ床面積 1,321.42 m²（昭和 49 年：837.71 m²、
 昭和 55 年：483.71 m²）
 敷地面積 1,057.84 m²（昭和 49 年：544.34 m²、
 昭和 55 年：513.50 m²）
- ③ 管理 指定管理（令和 2～6 年度・株式会社ハウズビル
 システム）



- (7) **地域総合センター整備事業費** 243,500
 尼崎市公共施設マネジメント基本方針（方針 2：予防保全）に基づき、予防保全
 による施設の長寿命化に向け、地域総合センター南武庫之荘の改修を行う。 (76,029)

【款：民生費 項：社会福祉費 目：人権啓発費】

- (8) **人権啓発事業費** 10,482
 人権文化いきづくまぢづくりの推進に向けて、人権問題を正しく理解し、差別意識や偏見を解消するため、人権問題講演会等の啓発事業を行う。 (8,959)
- 主要 No. 14 令和 5 年度は、国勢調査データを用いて、人口、世帯の状況、教育や労働の状況等について、旧同和地区や市平均値から乖離している地域、国籍別の分析を行い、人権施策を適切に推進するための基礎資料とする。

- (9) **平和啓発推進事業費** 232
 戦争の悲惨さを風化させないため、戦争体験者（原子爆弾被爆者）の語り部事業
 や、世界における戦争や紛争の悲惨さを伝える平和推進講演会を実施するなど、
 平和施策の充実を図る。 (284)

- (10) **人権啓発活動地方委託事業費** 1,065
 一人ひとりの人権が真に尊重される社会の実現に
 向け、講演会及び人権の花運動を実施し、市民
 の人権意識の高揚を図る。 (772)



| | | |
|--------------|---|----------|
| (11) | 尼崎人権啓発協会補助金 | 38,752 |
| | あらゆる人権問題に対する正しい認識と深い理解を広げ、その解決に寄与することを目的とした公益社団法人尼崎人権啓発協会に対して補助金を支出する。 | (38,315) |
| 主要 No. 15 | 令和 5 年度は、インターネットを介した人権侵害の深刻化に対応するため、問題解決の糸口となるようインターネット上の誹謗中傷などの人権問題に関する弁護士相談を実施する。 | |

【款：諸支出金 項：企業会計等補助金 目：水道事業会計補助金】

- (1) 水道事業会計補助金 6,569
総務省の繰出基準に基づき、水道事業会計に対して児童手当に要する経費の一部を補助する。 (6,542)

【款：諸支出金 項：企業会計等補助金 目：工業用水道事業会計補助金】

- (2) 工業用水道事業会計補助金 1,128
総務省の繰出基準に基づき、工業用水道事業会計に対して児童手当に要する経費の一部を補助する。 (1,208)

【款：諸支出金 項：企業会計等補助金 目：阪神水道企業団補助金】

- (3) 阪神水道企業団補助金 2,000
総務省の繰出基準に基づき、阪神水道企業団に対して児童手当に要する経費等の本市負担分を補助する。 (2,308)

【款：諸支出金 項：企業会計等出資金 目：阪神水道企業団出資金】

- (4) 阪神水道企業団出資金 710
総務省の繰出基準に基づき、国庫補助の対象となった事業に対し、企業団の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減を図るため、出資する。 (695)



阪神水道企業団尼崎浄水場